

横断歩道橋塗装塗替工特記仕様書

令和 7 年 3 月 31 日 改 正

目 次

第 1 章 総 則	2
第 1 条 適用範囲	2
第 2 条 一 般	2
第 2 章 材 料	2
第 3 条 一 般	2
第 4 条 塗 色	2
第 3 章 施 工	2
第 5 条 一 般	2
第 6 条 足 場	2
第 7 条 塗装仕様	2
第 8 条 貼紙防止用シート	3
第 9 条 側板取付金具	3
第 10 条 塗装記録	3
第 11 条 橋名表示	3
第 12 条 塗膜厚	4
第 13 条 施工写真	6
第 14 条 書 類	7
第 15 条 部材の損傷等	8
第 4 章 検 査	8
第 16 条 段階検査	8
塗替塗装仕様・素地調整種別	9

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 歩道橋塗装のうち、塗替工に適用する。

(一 般)

第 2 条 本仕様書に記載のない事項については、「横浜市土木工事共通仕様書」を適用する。

第 2 章 材 料

(一 般)

第 3 条 請負人は、設計図書に指定された規格品を使用しなければならない。

また、工事着手前に色見本を提出し、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(塗 色)

第 4 条 請負人は、2 層以上の下塗り塗装については、それぞれ異色の塗料を使用しなければならない。

第 3 章 施 工

(一 般)

第 5 条 請負人は、安全性に留意し、他の施設に損傷を与えぬよう施工しなければならない。

また、塗料が付近構造物及び地域へ飛散しないよう、防止しなければならない。

(足 場)

第 6 条 請負人は、足場を設置する場合、歩道橋構成部材の剛性を考慮して、チェーン等の吊り下げ材料を固定しなければならない。特に高欄を利用して吊り下げ材料を設置する場合は、束柱の最下端に固定しなければならない。また、歩道橋添架物件を利用して吊り下げ材料を固定してはならない。

(塗装仕様)

第 7 条 塗料の単位使用量、塗装間隔、目標膜厚等については、別添の塗装仕様による。

(貼紙防止用シート)

第8条 貼紙防止用シートは塗装しないものとする。ただし、汚れの除去が困難で工事完成時に美観上問題がある場合は、上塗1層を塗るものとする。

(側板取付金具)

第9条 請負人は、側板の撤去及び設置を行う場合、既設取付金具はすべて廃棄し、新たにステンレス製金具を使用し、側板を取り付けなければならない。

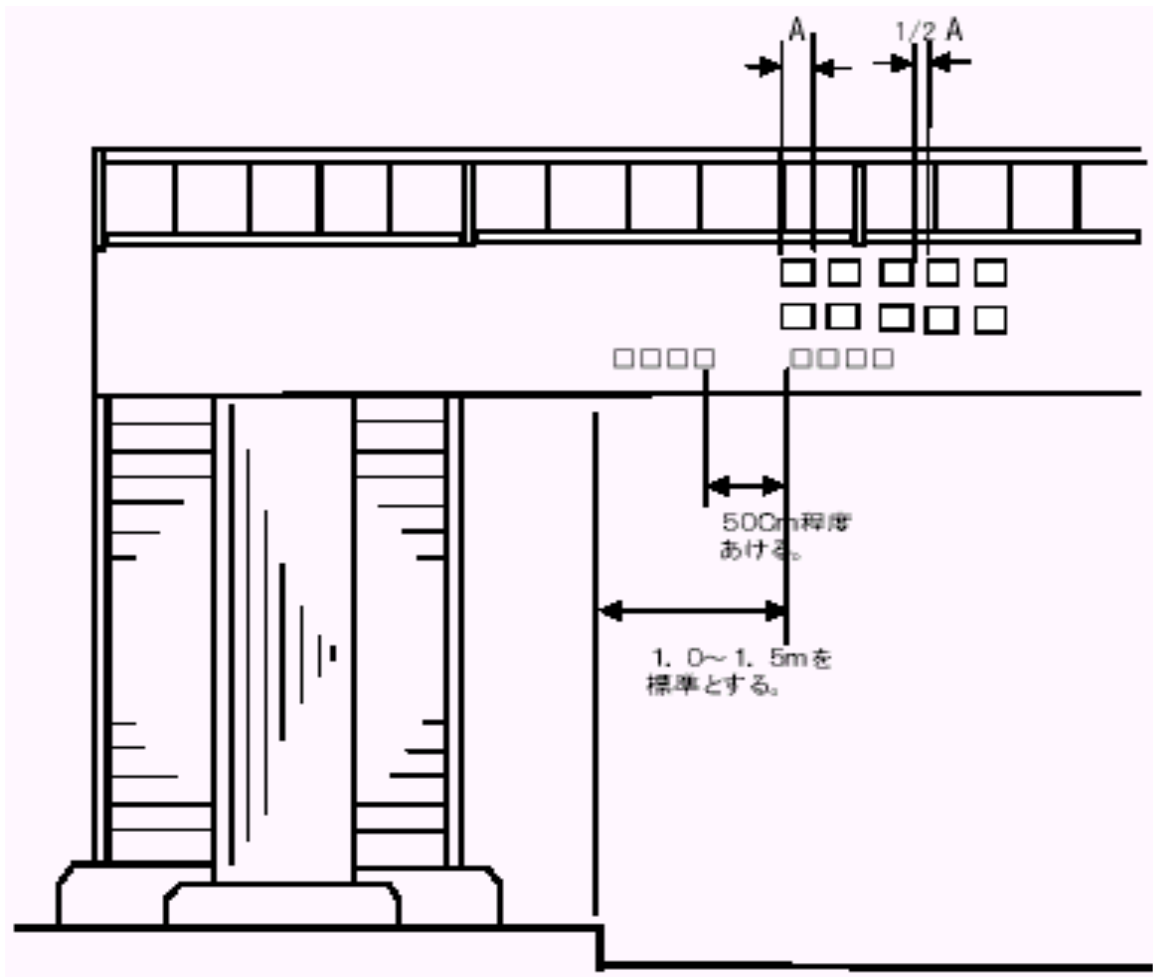
(塗装記録)

第10条 請負人は、最終塗装が完了した後、歩道上から見やすいけた腹板部分に「塗装記録」を表示しなければならない。ただし、けた断面が小さく、塗装記録が表示できない場合は監督員の承諾を得て、歩道上から見やすい他の部分に表示することができる。

(橋名表示)

第11条 請負人は、最終塗装が完了した後、次によりけた腹板に橋名等を表示しなければならない。

(1) 表示方法



ア 表示内容は次のとおりとする。

表示位置	表 示 内 容
右側上段	道 路 愛 称 名
右側中段	地点名（区・町・丁目、日本語表記）
右側下段	地点名（ローマ字表記）
左側下段	歩 道 橋 名

イ 書体は丸ゴシックとする。

ウ 文字の色は、歩道橋全体の色と対比して、視認性の良い色を使用する。

（例：歩道橋の色が青色の場合、白色を使用する）

エ 表示場所は車両進行方向とし、上下線 2 箇所に記入する。

オ 文字の大きさは次のとおりとする。

表 示 内 容		文字の大きさ等
道 路 愛 称 名		□20cm×20cm
地点名	日本語表記	□20cm×20cm
	ローマ字表記	大文字 文字高 15cm
		小文字 文字高 10cm
歩 道 橋 名		□15cm×15cm

(2) ローマ字表示はけた高 75cm 以上の橋について行うものとする。けた高 75cm 以下の歩道橋についてはローマ字表示はしないが、表示の優先順位は歩道橋名、地点名、道路愛称名とする。

(3) ローマ字表示は地点名のみとする。

(4) 地点名は歩道橋に向かって手前左側の町名を表示する。

(5) ローマ字の書き方は英語読みを原則とする。具体的には日本道路協会の「道路標識設置基準・同解説 2-4 英語併用表記」に準拠する。

[表示例]

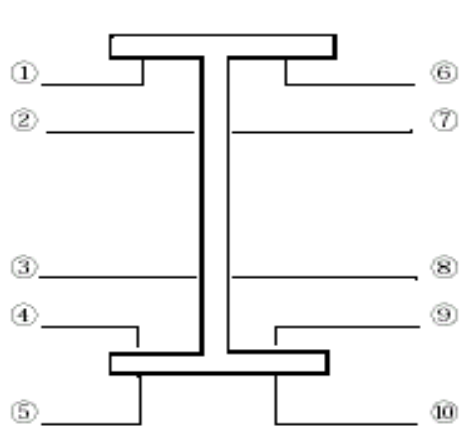
Nishi Ward Takashima 3
大文字 Ku（区）とはしない

(6) 表示位置が標識等により占用されている場合は、ローマ字表示については監督員の承諾を得て省略することができる。

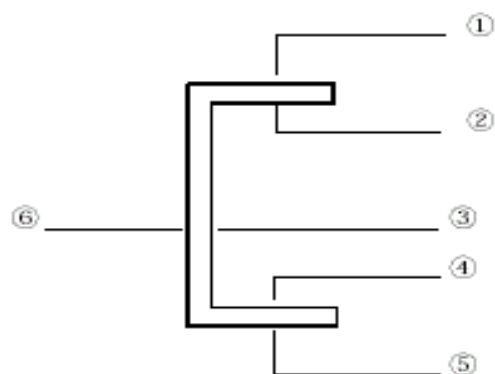
（塗膜厚）

第 12 条 請負人は、次により塗膜厚の測定を実施しなければならない。塗膜厚測定は施工する全歩道橋において実施するが、塗替面積が少ないものについては、監督員の承諾を得て一部又は全部を省略することができる。

- (1) 測定は、各層終了時に行う。
- (2) 測定位置及び位置数については、写真撮影位置と同一とする。
- (3) 各測定位置における測定点は、各位置の部材の1断面の全周にわたって測定する。
測定点の取り方の例を次に示す。



〔I 型 鋼〕
測定値 = $\Sigma (① \sim ⑩) / 10$

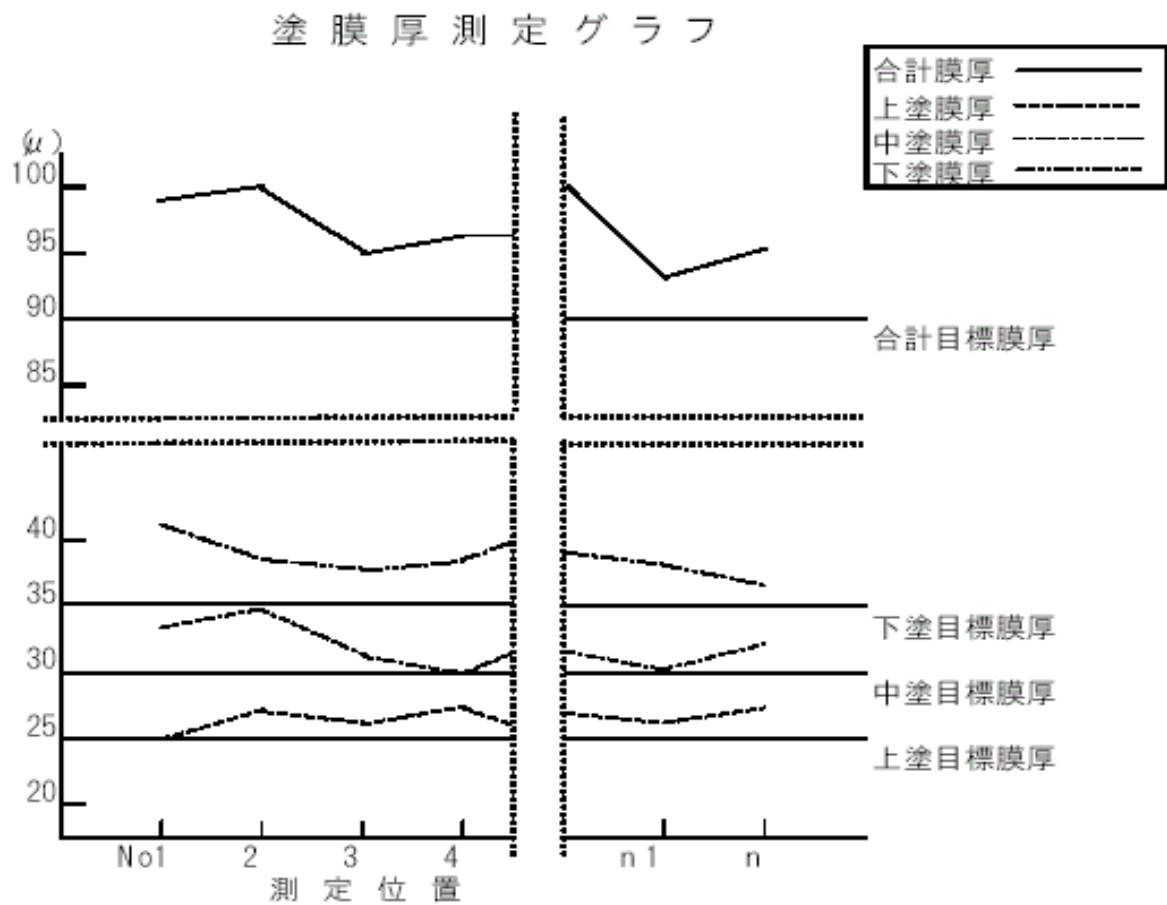


〔チャンネル〕
測定値 = $\Sigma (① \sim ⑥) / 6$

- (4) 測定結果は、表及びグラフで表示する。必要に応じてヒストグラムも使用する。
表及びグラフの例を次に示す。

塗膜厚測定表

工 事 名		〇〇歩道橋外〇橋塗装工事										歩道橋名		〇〇〇歩道橋		
請 負 人		〇〇〇塗装株式会社						現場代理人				〇〇〇〇		測定者	△△△△	
箇所	種 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均値	膜 厚	目 標 厚	目 標 厚	
		(μ m)										(μ m)	(μ m)	(μ m)	と の 差	
No. 1	施行前	40	40	50	45	55	40	45	50	50	45	46				
	下 塗	80	80	85	85	95	80	80	90	90	95	86	40	35	+ 5	
	中 塗	115	110	115	120	130	115	110	125	130	130	120	34	30	+ 4	
	上 塗	130	135	140	145	155	140	135	155	160	155	145	25	25	0	
No. 2	施行前	40	45	50	45	45	40	50	45	45	45	45				
	下 塗	75	80	90	85	90	75	90	80	85	80	83	38	35	+ 3	
	中 塗	110	110	125	120	125	110	125	120	120	115	118	35	30	+ 5	



(注) 各塗膜のラインは、それぞれ色を変えること。

(施工写真)

第 13 条 請負人は、次により施工写真の撮影及び写真帳の作成をしなければならない。

なお、請負人は、施工状態を的確に表現できるよう撮影しなければならない。

(1) 施工写真の撮影

ア 撮影位置数は、次の範囲で設定する。

塗装面積による撮影位置数 (1 橋当たり)		撮 影 位 置 数
塗 装 面 積		
200 m ² 未 満		3 ～ 5 箇所
200 m ² ～ 1,000 m ²		6 ～ 10 箇所
1,001 m ² ～ 2,000 m ²		11 ～ 20 箇所
2,001 m ² 以 上		15 箇所以上

(注) 表中の撮影位置数は高欄部を含まない。

高欄部の撮影位置数

(1 橋当たり)

全 高 欄 長	撮影位置数	備 考
60m未満	1 ～ 3 箇所	
60m以上	4 箇所以上	$X = \text{撮影位置数}$ 、 $L = \text{全高欄長 (m)}$ $X = 4 + (L - 60) / 20$ (小数点以下切り上げ)

イ 撮影位置の設定にあたっては監督員の承諾を得て、次により撮影する。

(ア) 橋梁塗装面のうち、外げた・支承まわり等錆発生 of 著しい箇所及び錆発生が予想される箇所を優先して撮影位置を設定する。

(イ) けた等部材については、設定位置ごとに 1 断面を撮影する。

(例) I 型断面の場合、両側ウェブ、上フランジ下面、下フランジ両面をそれぞれ撮影する。

(ウ) 撮影は各工程ごとに同位置、同方向より行い、撮影位置にはカードを吊り下げるなど位置の変動がないようにする。

ウ 撮影順序は次のとおりとする。

(ア) 現 況

指定の位置及び橋全景を撮影する。

(イ) 足 場

足場全体が写るよう撮影する。

(ウ) ケレン終了後

指定の位置を撮影する。

(エ) 下塗り終了後

指定の位置を撮影する。2 層施工の場合、各層ごとに撮影する。

(オ) 中塗り終了後

指定の位置を撮影する。

(カ) 上塗り終了後

指定の位置及び橋全景を撮影する。

エ 各工程の作業中及び使用材料が確認できる写真、工事標示板等の安全施設の写真等必要な写真を随時撮影する。

(書 類)

第 14 条 請負人は、「しゅん功図」及び「塗装面積計算書」を作成しなければならない。ただし、監督員の指示がある場合は、一部又は全部を省略することができる。

(部材の損傷等)

第 15 条 請負人は、施工中に歩道橋構成部材及び構造物の破損、添架物件の異常等を発見した場合、直ちに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

第 4 章 検 査

(段階検査)

第 16 条 請負人は、次の段階検査を受けなければならない。

- (1) 材料検査
- (2) ケレン検査
- (3) 各層塗装検査
- (4) その他、監督員が指示した検査

塗替塗装仕様

令和7年3月改正

塗装系	素地調整	下塗り	間隔	下塗り	間隔	下塗り	間隔	中塗り	間隔	上塗り
Rc-Ⅱ	2種ケレン	有機ジンクリッチペイント 240g/㎡ ※1 標準膜厚 30μm (鋼板露出部のみ)	1日～10日	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm	1日～10日	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 140g/㎡ 標準膜厚 30μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 120g/㎡ 標準膜厚 25μm
Rc-Ⅲ	3種ケレン	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm (鋼板露出部のみ)	1日～10日	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm	1日～10日	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 140g/㎡ 標準膜厚 30μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 120g/㎡ 標準膜厚 25μm
Rc-Ⅳ	4種ケレン					弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗 200g/㎡ 標準膜厚 60μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 140g/㎡ 標準膜厚 30μm	1日～10日	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 120g/㎡ 標準膜厚 25μm
Ra-Ⅲ	3種ケレン	鉛・クロームフリーさび止めペイント 140g/㎡ 標準膜厚 35μm (鋼板露出部のみ)	1日～10日	鉛・クロームフリーさび止めペイント 140g/㎡ 標準膜厚 35μm	1日～10日	鉛・クロームフリーさび止めペイント 140g/㎡ 標準膜厚 35μm	1日～10日	長油性フタル酸樹脂塗料中塗 120g/㎡ 標準膜厚 30μm	2日～10日	長油性フタル酸樹脂塗料上塗 110g/㎡ 標準膜厚 25μm

適用範囲

Rc-Ⅱ	さび面積が30%以上で、旧塗装がB、b及びc系に採用する。
Rc-Ⅲ	Rc-Ⅱ、Rc-Ⅳ及びRa-Ⅲ以外の塗り替えに採用する。
Rc-Ⅳ	旧塗膜に欠陥がなく、美観を改善することを目的とするために採用する。
Ra-Ⅲ	A系塗装系の塗替えで十分な塗膜寿命を有していて、橋梁の残存寿命が20年程度の場合に採用する。

素地調整種別

(素地調整から下塗りまでの塗装間隔：4時間以内)

素地調整種別	さび面積	塗装異常面積	作業内容	作業方法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合は、ジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手動工具との併用
3種A	15%～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5%～15%	15%～30%	同上	同上
3種C	5%以下	5%～15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

※1：素地調整程度2種ではあるが、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、ほかの旧塗膜を全面除去した場合は、鋼材露出部のみ有機ジンクリッチペイントを塗布する。この際、使用量の目安は240g/㎡程度とする。素地調整程度2種で旧塗膜を全面除去した場合は、有機ジンクリッチペイントの使用量が600g/㎡（はけ・ローラー塗りの場合300g/㎡×2回）、標準膜厚75μmとする。